

平成22年度概算要求について（削減事項）

1. 補助金等の削減

平成22年度概算要求につき、以下のような取組みにより、8月の要求額から総額▲1,868億円（①+②+③+④）の削減を行った。うち、一般会計で▲978億円、特別会計で▲890億円である。

なお、削減目標を達成できていない事項については、今後とも削減に向けた努力に取り組む。

〔8月の要求額
からの削減額〕

〔前年度予算
からの削減額〕

（1）天下り法人への補助金等の削減 ▲1,013億円
（一般会計▲637億円、特別会計▲376億円）

〔▲719億円〕

うち、補助金等の削減額 ▲613億円（①）
（一般会計▲246億円、特別会計▲367億円）
直轄等への移管額 ▲400億円
（一般会計▲391億円、特別会計▲9億円）

（2）公共事業関係費・施設整備費の削減 ▲248億円（②）
（一般会計▲218億円、特別会計▲30億円）

〔▲321億円〕

公共事業関係費（水道施設整備費）を2割削減した。

（3）システム関係費の削減 ▲281億円（③）
（一般会計▲9億円、特別会計▲272億円）

〔▲175億円〕

（4）その他のコスト削減 ▲726億円（④）
（一般会計▲505億円、特別会計▲221億円）

- ①契約に基づき国が支出する事業の削減
- ②事業の優先順位付けによる削減
- ③事業の削減・見直し

（主な事業）

- ・レセプトオンライン化経費 ▲22億円
- ・療養病床の転換助成 ▲29億円

※ 前年度予算額からの削減については、8月の要求段階で既に▲1,211億円を行っているが、概算要求で上記のような取組みにより更に削減を行った。

2. 財政投融资資金の削減

▲584億円

天下り法人に対する財政投融资資金を2割削減した。

3. その他の削減

(1) 厚生労働省資産（公務員宿舎等）の売却 ▲11億円
(一般会計▲5億円、特別会計▲6億円)

(2) 行政経費の節約
備品の継続的使用の周知徹底、コピーやプリントアウトの際の両面印刷の徹底等、今後とも積極的に庁費等の節約に取り組む。

4. 独立行政法人の役員数の削減

法人役員数の点検を実施し、本年10月から理事数を2ポスト削減した。
※今後ともポスト削減努力を継続。

厚生労働省における行政経費の節約に向けた取組

<消耗品・備品等>

- ・ コピーやプリントアウトの際の両面印刷の徹底、集約印刷の活用
- ・ 事務用品の一括調達、合同庁舎単位での一括調達、コピー機等の複数年度のリース契約等の公共調達の効率化の推進
- ・ 備品については、継続的使用の周知徹底

<公用車>

- ・ 公用車の計画的削減
- ・ 運転委託業務の導入による人件費削減
- ・ 共用自転車を導入し、庁舎周辺での移動は公用車の使用削減
- ・ 公用車のアイドリングストップやエコドライブの推奨

<タクシー代>

- ・ タクシー利用規程の厳格化や相乗りの励行等によるタクシーの利用制限

<光熱費>

- ・ 昼休み時間における執務室や庁舎内通路の消灯
- ・ 階段照明の人感センサー導入や執務室照明スイッチ細分化の推進
- ・ 職員の利用状況を踏まえ20時以降のエレベータの運転数の制限
- ・ 近隣階へのエレベータの利用自粛と階段利用の推奨
- ・ 冷房利用時の28度設定など、冷暖房の利用の制限

<超過勤務手当>

- ・ 厚生労働省一斉定時退庁日を推進し、業務に支障がない限り、夜20時以降の残業縮減、消灯の徹底
- ・ 国会関係業務における当番制の導入など、職員の業務の分担を図る

<出張>

- ・ 割引運賃及びパック商品の利用を徹底し、出張旅費の更なる削減

<レクリエーション経費>

- ・ 原則すべて廃止

<その他>

- ・ 民間の経費節減方策など、先進事例の積極的な導入

上記取組を引き続き推進し、今後も積極的に庁費等の節約に取り組む。

2009年10月6日

H22年度 厚生労働省予算案作成にかかわる指示

厚生労働大臣 長妻昭

H22年度厚生労働省予算の案の作成に当たっては、以下を基本とする既存予算の徹底的な見直しを実施すること。

1. 基本的姿勢

- ①既存予算にあつては給付費・義務的経費であっても、給付体制・事務執行体制の効率化などによる経費の節減に最大限の努力を行うこと。
- ②給付費・義務的経費以外の経費については、聖域を設けることなく見直しを実施すること。

2. 個別経費にかかわる方針

- ①水道施設整備を中心とする公共事業関係については、原則として2割削減する。
- ②厚生労働省（外局を含む）、関連独立行政法人の施設整備については、必要不可欠なものに限定する。
- ③事業委託、物品調達など契約に基づき国が支出する事業については、入札改革、調達方法の見直しなどでコストを2割削減する。
- ④各種のシステムにかかわる経費（開発費、利用費、リース料など）は2割削減する。
- ⑤厚生労働省（外局、地方支分部局を含む）の運営にかかわる経費、職員の業務執行にかかわる経費を、業務執行の効率化等によって、減額すること。
- ⑥国家公務員OBが在籍する公益法人、認可法人等への補助金は2割削減する。特に5代以上国家公務員OBが理事長、理事等の役職についている法人への補助金は、原則、禁止する。
- ⑦その他厚生労働省の予算にかかわるものであつて、国会で指摘を受けたもの、会計検査院から指摘を受けたもの、その他国民から疑問を呈された支出についてあり方を検証し、その結果を適切に予算に反映させること。
- ⑧所管の独立行政法人、公益法人、認可法人、指定法人等に冗費が生じていないから厳密に検証すること。また公益法人の内部留保にかかわる閣議決定に反するものについては、超過分を国庫に返戻するなどの措置により、今年度末までにその解消を図ること。
- ⑨厚生労働省所管の特別会計においても同様の見直しを実施すること。